



2025 年度
全日本ミッドシニアアマチュアゴルフ選手権
西日本地区予選

1. 開催コース：熊本空港カントリークラブコース

〒869-1106 熊本県菊池郡菊陽町曲手 8 3 8

TEL：096-232-0123 / FAX：096-232-0123

2. 指定練習日：2週間前の平日

3. プレーフィ等：プレーフィ12、000円

練習場コイン330円

4. プレースタイル：キャディ付によるプレー

5. 使用ティーマーカー、距離表

- ・レギュラーティ（黄色）
- ・ベントグリーン

【ヤーデージ】

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	367	384	162	453	393	360	361	168	528	3176
Par	4	4	3	5	4	4	4	3	5	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	Total
403	532	391	158	384	320	166	375	493	3222	6398
4	5	4	3	4	4	3	4	5	36	72

※YARDAGE は、コースコンディションにより変更される場合があります。

6. 開場時間：クラブハウス 7：00 オープン

レストラン 7：00 オープン（朝食予約制）

練習場 7：00 オープン（スタート前は1人1コイン30球まで）

※ラウンド終了後はコースに確認

7. ゴルフシューズの制限：メタルスパイク禁止

8. クラブバス：なし

9. その他：コース内禁煙

2025年度日本パブリックゴルフ協会主催競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と以下のローカルルールと競技会場で追加または修正したローカルルールが適用されます。

下記に参照するローカルルールの全文については2023年発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること（www.jga.or.jp で閲覧可）。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2 罰打）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアがコースの境界縁に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界縁まで及び、その境界縁と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- (d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1 打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

- (a) 修理地
 - 1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
 - 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
 - 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- (b) 動かさない障害物
 - 1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - 2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - 3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチッ

プやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。

- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
- 5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G－1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：
失格
- (b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G－3を適用する。
- (c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな型G－10を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：
失格

6. 陰悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

プレー中断の連絡方法については、開催コースの連絡方法（カートナビ・無線連絡・エアホーン等）に準拠する。

エアホーンを使用する場合は、次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- | | | |
|--------|---|-----------------------|
| 即時中断 | － | 1回の長いサイレンまたはエアホーン |
| 中断 | － | 3回の連続する短いサイレンまたはエアホーン |
| プレーの再開 | － | 2回の連続する短いサイレンまたはエアホーン |

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会
がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤー
には練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格と
なることがある。

7. 練習（規則5）

- (a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則5.2）

規則5.2bは次の通り修正する。

プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習をしては
ならない。ただし、指定練習区域を除く。

- (b) ホールとホールとの間の練習（規則5.5b）

規則5.5bを次の通り修正する：

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによ
ってパッティンググリーン面をテストする。

8. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーと
して使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

9. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

10. スコアカードの提出（規則 3.3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

12. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

13. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

14. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

15. 行動規範

プレーヤーはゴルフ規則 1.2a に記されている通り行動しなければならない。

- ・ 誠実に行動すること。
- ・ 他の人に配慮を示すこと — 例えば、速やかなペースでプレーする、他の人の安全に気を配る、他のプレーヤーの気を散らさない。プレーヤーのプレーした球が誰かに当たる危険があるかもしれない場合、プレーヤーはすぐに注意喚起（「フォアー」のような伝統的な警告など）するべきである。
- ・ コースをしっかりと保護すること — 例えば、ディボットを元に戻す、バンカーをならす、ボールマークを修理する、不必要にコースを傷つけない。

【行動規範の違反の罰】

- ・ 行動規範の最初の違反 — 警告あるいは委員会の制裁。
- ・ 2 回目の違反 — 1 罰打。
- ・ 3 回目の違反 — 一般の罰。
- ・ 4 回目の違反や重大な非行 — 失格。

【懲戒的な制裁】

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに今後の PGS 競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内でその違反に対する答弁を書面で提出することができる。競技委員会は提出された文書、競技委員、関係者等からすべての情報を勘案して制裁を決定する。

注 意 事 項

16. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

17. 携帯電話

緊急時以外コース内での携帯電話の通話は禁止する。

18. 開催コース利用約款等規則

参加者は各ゴルフ場が定める利用約款等規則については、自らの責任でこれを確認し従うこと。上記ルールに抵触した場合は各ゴルフ場または運営主体により、入場を拒否されたり、プレーを途中で禁止されたりすることもある。